

「国際知財戦略」について

国際的な知的財産のインフラ整備に向けた具体的方策

特許庁 総務部企画調査課課長補佐 **藤田 和英**

PROFILE

平成 14 年特許庁入庁。特許審査第二部審査官、商務情報政策局情報通信機器課係長、インベリアルカレッジロンドン客員研究員等を経て、平成 23 年 7 月より現職。

1 はじめに

特許庁は、海外での円滑な権利取得、及び国内外での安定した権利保護を推進するための国際的な知的財産インフラ整備に向けた「国際知財戦略」を、産業構造審議会第 16 回知的財産政策部会（平成 23 年 7 月 19 日）において発表した¹。本稿では、その概要について紹介する。

2 背景

我が国の特許出願の状況についてみると、総 R & D 費が増加傾向にあった 2000 年前後から、日本企業の国内特許出願は減少傾向を示している。その理由としては、昨今の景気の影響とともに、国際的な特許取得を重視する傾向が強まり、出願の厳選が進んでいることなどが考えられる。

他方、企業活動のグローバル化に伴い、全世界の特許出願は増加しており、特に、海外への出願が顕著に増加している。我が国企業も、中国やアジアを中心とする生産拠点の広がりに合わせて、海外出願を増加させており、出願先の中心も、日米欧から日米欧中韓へとシフトしている（図 1）。

急速な経済成長に伴い、昨年、特許出願件数が日本を抜いて世界第 2 位となった中国では、今後 5 年間で特許、

意匠、実用新案の出願件数が倍増すると予測されている（図 2）。また、出願件数の増加に伴い、訴訟件数も急増しており、日本企業等に高額な賠償を命じる判決が出される²など知財リスクも拡大している。

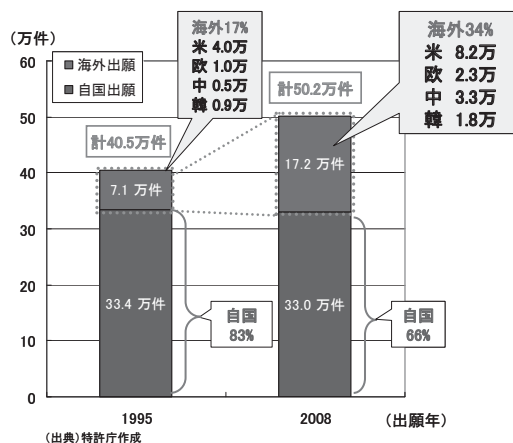


図 1 日本人の特許出願構造の変化

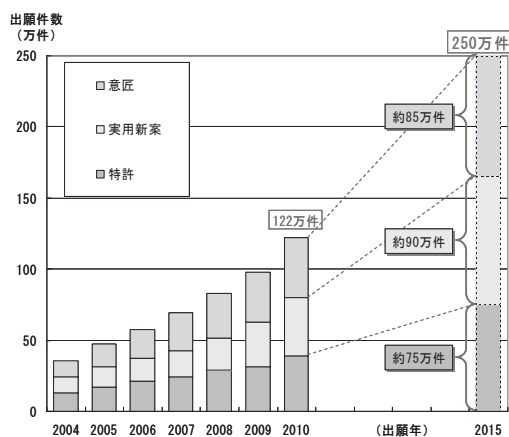


図 2 中国の特許・実用・意匠出願予測

1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_16_paper/siryou_01.pdf

2 2009 年 12 月、中国の最高人民法院は、日本企業等に 5061 万元（約 6.5 億円）の支払を命じる判決を出した（日本弁理士会「特許、第 63 巻第 4 号」（2010 年）より）。

さらに、こうした中国やアジアを中心とする新興国における出願件数の増加により、中国語や韓国語など、日本語や英語以外の言語でしか発行されない特許文献も急増しており(図3)、審査の質の観点のみならず、企業におけるリスク対応の観点からも、喫緊の対策が必要となっている。

方向性、②デザイン・ブランド戦略の方向性、③海外展開する企業等への支援、の3つに分けて説明し、インフラ整備に向けた具体的方策を紹介する。

3 「国際知財戦略」の概要

このような背景の下、「国際知財戦略」は、アジアを含め世界中で、我が国企業がビジネスを円滑に行うことができるよう、国際的な知的財産のインフラを整備していくことを目的として策定された。以下、①特許戦略の

3.1 特許戦略の方向性

特許戦略の観点からは、世界で通用する安定した権利を我が国において設定し、これを基に、世界でも迅速に権利取得できるような環境を実現することが重要である。このため、特許制度調和の議論を前進させるとともに、国際特許ネットワーク構想を推進することで、国際的な特許制度調和の実現を目指す(図4)。

3.1.1 特許制度調和の議論の前進

海外での円滑かつ予見性の高い権利取得を可能とする上では、各国の特許制度の調和が不可欠である。米国特許法改正の議論の進展や、特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)の拡大等に伴い、特許制度調和の議論の気運が高まったことを受け、本年6月に開催された日米欧中韓の五大特許庁長官会合において、特許制度調和の議論が開始された。

今後は、制度・運用の国際比較を行い、その調和の効果や困難性を実務レベルで分析し、2012年春までに分析結果を提示するとともに、あらゆるフォーラムで制度調和の議論をリードしていく。

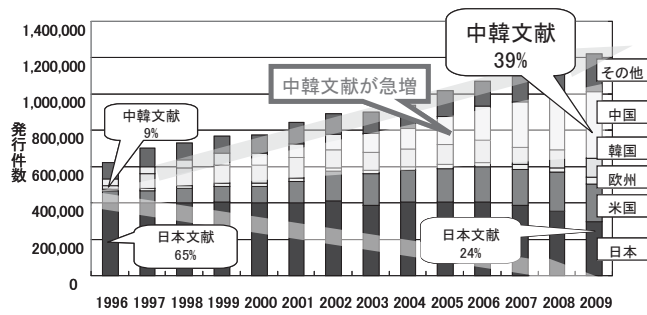


図3 世界の特許文献
(出典)特許庁作成
(注) 世界で発行された特許文献を言語別に整理し、重複を排除したものの、複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国(英語)、欧州(英語、仏語、独語)、韓国(韓国語)、中国(中国語)の順で該当する国・地域(言語)の特許文献としてカウント。

図3 世界の特許文献

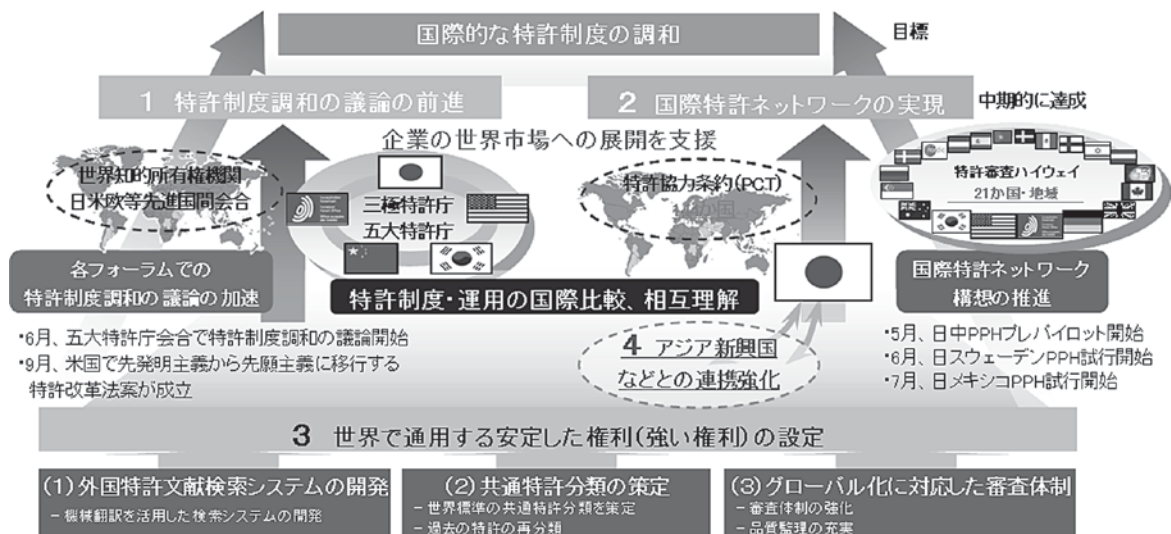


図4 特許戦略の全体像

3.1.2 国際特許ネットワークの実現

我が国が提案した PPH は順調に拡大しており、2011年9月1日現在、21カ国・地域が参加している³。また、PPH を利用した場合、日本で特許と判断された出願は、米国で最終的に9割が特許となるなど、PPH は効果的に機能していると考えられる。今後は、中国との間で、早期の PPH 開始を目指すとともに、ASEAN、インド等のアジアをはじめとする新興国への PPH 拡大を着実に進めていく。

あわせて、PPH 締結国等を中心に、審査官協議実施国を拡大するとともに、数ヶ月～1年程度の中長期間にわたる審査官協議を実施するなど、国際審査官協議の拡充を図ることで、国際特許ネットワークの質の向上に努める。

3.1.3 世界で通用する安定した権利の設定

国際調査機関が特許性有りとは判断しても、各国の審査段階で拒絶理由が通知されるケースが発生しており、各国間の審査結果の相違を解消することが大きな課題となっている(図5)。

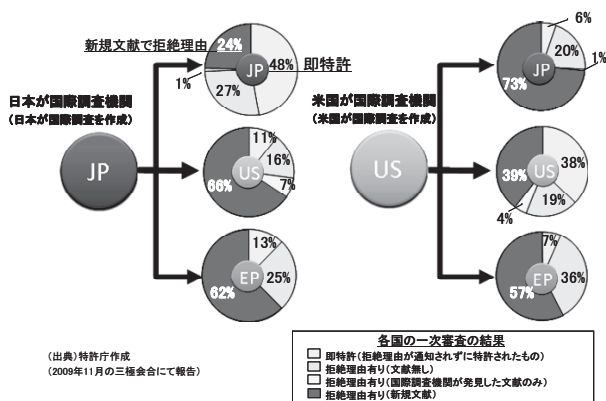


図5 国際調査機関が特許性有りとは判断した出願に対する、各国の一次審査の結果

こうした状況を改善し、世界で通用する安定した権利を設定するため、今後、以下の課題について重点的に取り組む予定である。

(1) 外国特許文献検索システムの開発

増大する中韓文献等を容易に調査できなければ、①不十分な先行技術調査による権利の安定性の低下、②進出先において訴えられる可能性の増大、等のリスクが高まる。よって、大量に存在する中韓文献等を、審査官や企業が容易に調査できる環境を実現することが喫緊の課題であり、機械翻訳を活用した日本語による検索システムの開発が求められている。

そこで、差し迫ったリスクへの対応として、アクセス困難な中国実用新案については、現時点で利用可能な機械翻訳システムを活用し、2011年度中に日本語による情報提供を順次開始する。また、中国特許文献についても、2011年度中に和文抄録の作成を試行的に開始し、2012年度から本格的に実施する⁴。さらに、これらの結果等を基に、2012年度から中日翻訳辞書の開発を開始する予定である。

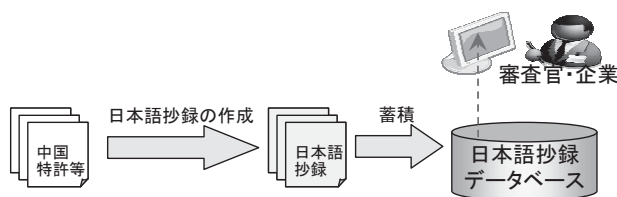


図6 日本語抄録の提供イメージ

中長期的には、機械翻訳によって、中韓文献の日本語全文テキストを作成し、日本語による中韓文献の全文テキスト検索を可能とするとともに、最終的には、日本語環境の検索システムにおいて、世界中の文献を横断的に検索できる環境の実現を目指す。

(2) 共通特許分類の策定

増大する世界の特許文献等を調査するためには、言語に依存しない調査ツールとして、世界共通の分類が必要である。現在の共通分類である国際特許分類は、分類項目が7万分類と少ないため、日本ではこれを19万分類に細展開し、欧州は13万分類に細展開して利用している。一方、米国は独自の分類を採用しているが、2010

4 特許庁は現在、和文抄録作成に関する調査を一般財団法人日本特許情報機構 (JAPIO) に委託中である。

3 <http://www.jpo.go.jp/pph-portal/index.htm>

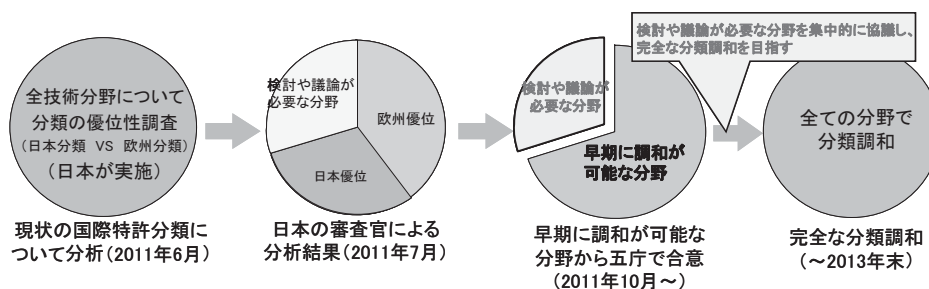


図7 分類調和の加速化プラン

年10月、欧州の分類を採用することを表明した⁵。

こうした状況の中、日米欧中韓の五大特許庁を中心に、日欧の特許分類を軸とした新たな分類の構築に向けた議論が進められており、2011年6月の五大特許庁長官会合では、我が国から分類調和の加速化プラン（図7）を提案したところである。

今後は、我が国のリードにより、2013年末までに新たな国際特許分類を構築するとともに、過去の特許文献を新国際特許分類により再分類した後、2021年度から、新国際特許分類の利用開始を目指す。

（3）グローバル化に対応した審査体制

企業活動のグローバル化が進展し、各国特許庁間のワークシェアリングや国際協力の取組が進む中、今後の特許審査の方向性、審査体制についても検討する必要がある。

審査の側面からは、「より早く、より安く、より強い」特許の取得を実現することが重要と考えられるが、例えば、「より早く」については、2013年に審査順番待ち期間11か月を達成できる見込みであり、「より安く」については、2011年8月1日より、審査請求料の25%引き下げを実施⁶するなど、取組を継続している。

今後は、「より強い」特許、すなわち世界で通用する安定した権利を設定するという観点から、特許審査の方向性、審査体制のあり方について、制度ユーザーの意見も踏まえながら検討を進めていく。

5 USPTO プレスリリース：http://www.uspto.gov/news/pr/2010/10_51.jsp

6 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/shinsaseikyuu_kaisei.htm

3.1.4 アジア新興国などとの連携強化

我が国企業の進出先は、日米欧中韓に加え、ASEAN やインドといった新興国へと拡大している。このため、質の高い我が国の審査結果をアジア地域へ提供することで、我が国企業がアジアで生み出す研究開発成果について、適切に保護される環境を実現することが重要と考えられる。

今後は、英語による国際調査を拡充し、2012年度中に、ベトナム、インドネシア、シンガポール、マレーシアといった ASEAN 諸国の国際調査を我が国が英語で実施できるよう、関係各国へ働きかけていく。また、中期的には、当該枠組の中国やインドへの拡大を図る。

あわせて、新興国への知財専門家派遣等を通じた特許審査能力の向上支援、AIPN（Advanced Industrial Property Network）を通じた我が国審査結果情報のさらなる活用、日中・日韓間の知財人材育成協力の推進、実用新案制度に関する意見交換、といった取組を通じて、アジア新興国などとの連携強化を進めていく。

3.2 デザイン・ブランド戦略の方向性

3.2.1 デザイン戦略

企業活動のグローバル化が進展する中、日本企業による海外への意匠登録出願は漸増しているものの、近年は伸び悩みを見せている（図8）。他方、中国の意匠登録出願件数は急増しており（前掲図2）、自社の意匠を進出先国において確実に守るためにも、海外で意匠権を取得する必要性が高まっている。

そこで、我が国企業が海外において意匠権を取得する際の手続・コスト負担を軽減するため、意匠の国際登録に関するヘグ協定への加盟に向けた検討を今年度中に

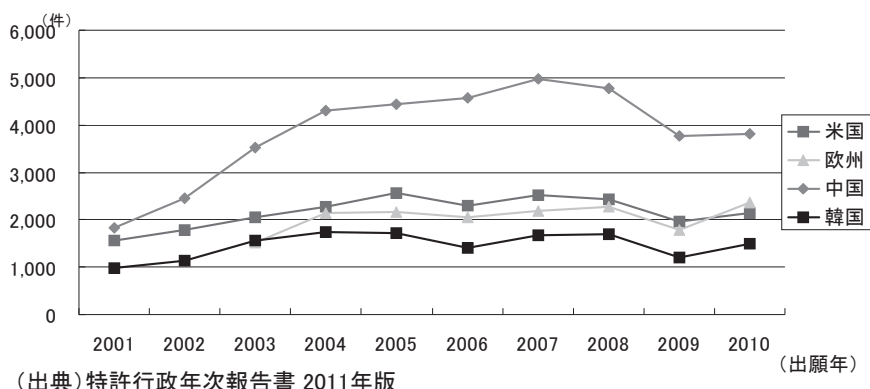


図8 日本人による外国への意匠登録出願件数

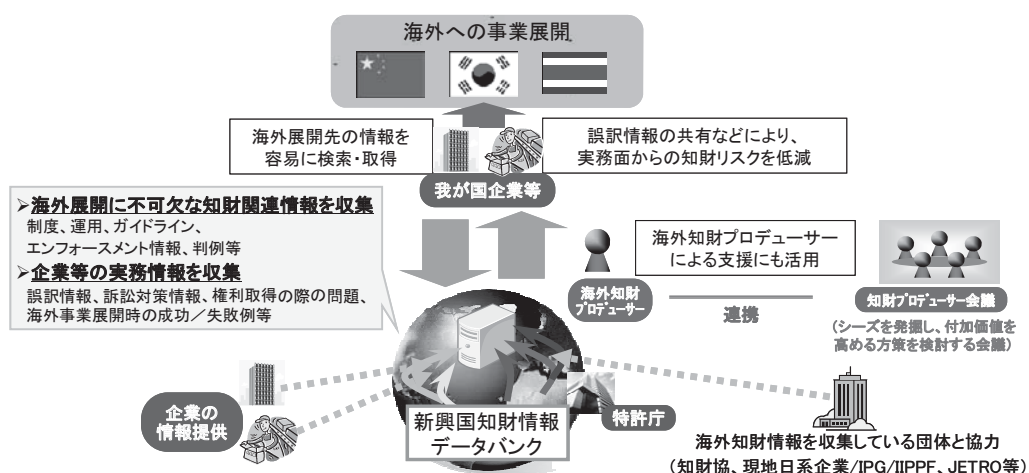


図9 新興国知財情報データベースの概要

開始し、国内制度の利便性向上、意匠の保護対象拡大と併せ、2012年度に結論を得る予定である。また、中小企業に対する外国出願補助金の拡充や、海外知財プロデューサー⁷による個別支援の実施を通じて、海外での意匠権取得・活用を支援していく。

あわせて、大学と企業間の契約の円滑化を促進するための契約ひな形の提供、美術・デザイン系大学の知財管理体制を整備するための広域大学アドバイザーの派遣、デザイン・意匠活用事例集の提供、といった取組を通じて、知財の側面からのデザイン産学連携を支援する。

3.2.2 ブランド戦略

商品やサービスが多様化し、ブランドとしての商標が大きく変わりつつある中、動く商標や音の商標など新し

いタイプの商標が、商品イメージ等の情報を消費者に伝える役割を果たしている。このため、企業の多様なブランド戦略を容易にする観点から、新しいタイプの商標の登録制度のあり方について引き続き検討を進める。また、商品の品質等を証明するための商標制度(証明商標制度)の導入についても、具体的ニーズや保護のあり方等について検討を行う。

他方、海外展開の観点からは、我が国の地域ブランド等が中国などにおいて第三者によって出願登録される事例(冒認出願)が頻発しており、冒認出願への対策が重要な課題となっている。今後は、地域団体商標リストや県・市の名称等のリストに加え、防護標章リスト等を相手国へ提供するとともに、二国間や三極の会合、審査官交流などを通じて適切な保護の働きかけを行う。

あわせて、簡易な手続で外国での権利取得を容易に行うことができる国際登録制度(マドリッド協定議定書)

7 INPIT 海外知的財産プロデューサーとは: <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/gippd00001.html>

等の周知活動や、中小企業に対する外国出願補助金の拡充等を通じて、海外での商標権取得・活用を支援していく。

3.3 海外展開する企業等への支援

3.3.1 新興国の知財関連情報の集積・共有化

我が国企業が新興国に事業展開する際には、リスク把握のため、現地の知財情報が不可欠であり、各国法令やガイドライン等の情報に加え、誤訳情報や訴訟対策情報、権利取得過程における問題点なども集積し、共有化することが重要である。

このため、海外展開に不可欠な知財関連情報、企業等の実務情報を集積・共有化するデータバンク（図9）の構築へ向けて、現在準備作業を行っており、2012年度から、情報提供を開始する予定である。また、海外知財プロデューサーによる支援の際に当該データバンクを活用することで、我が国企業が海外に進出する際の様々な知財リスクの低減を図る。

3.3.2 アジアにおける知財活用マーケットの活性化

アジアにおいて、技術移転機関を中心に知財の活用が活発化し、各国・地域の技術移転機関データベースには、現地の知財情報やシーズ・ニーズ情報が数多く蓄積されている。よって、進出先の技術移転機関の情報を最大限入手・活用し、知財の強みを生かした市場開拓や現地企業との提携を図れる環境を整備していくことが重要である。

具体的には、特許庁とアジア各国・地域の技術移転機関との連携の強化、国際的な知財活用の機会提供としてのグローバルIPフェアの開催、各国・地域のシーズ・ニーズ情報を集約したポータルサイトの開設、知財を核とした技術移転を支援する国際知財活用人材の配置、といった取組を通じて、アジア市場への展開が円滑に行われる環境の整備を図る。

3.3.3 中小企業の海外展開支援の強化

中小企業の海外展開を促進するには、大企業に比して不足している資金面、情報面等において、地域における

きめ細かな支援を行うことが必要である。そこで、本年4月に各都道府県に設置した「知財総合支援窓口」⁸を活用することで、海外のニーズに合致する知財・技術を掘り起こすとともに、海外事業展開に必要な知財に関する情報を海外知財プロデューサー等と連携して提供するなど、海外展開に向けた芽出し支援を実施する。また、中小企業にとって負担が大きい外国出願の費用については、意匠、商標も含めて、外国出願補助金を拡充することで支援を行う。

4 おわりに

企業活動のグローバル化に伴い、知的財産を取り巻く環境も大きく変化している中で、知的財産の戦略的な活用がますます重要になっている。

特許庁としては、「国際知財戦略」において提案された具体的方策の実施を通じ、国際的な知的財産のインフラを整備することで、我が国経済の持続的な発展に繋がっていきたいと考えている。

8 知財総合支援窓口 WEB「知財ポータル」：<http://chizai-portal.jp/index.html>